**地域生活支援事業　令和６年度請求について**

①　請求書及び債権者登録申出書の押印省略について

倉敷市では、これまで請求書や債権者登録申出書の提出時には押印を必須としていましたが、令和６年４月１日から取り扱いを変更し、押印の省略ができることとなります。

この運用変更に伴い、地域生活支援事業の請求手続きにおいても、令和６年度４月分より、請求書（様式１）の押印を省略します。

なお、請求方法や様式も一部運用の変更がありますので、必ず以下に記載の変更点の概要及び、障がい福祉課ホームページに掲載している事業内容説明書内の「請求手順説明書（P21～P26）」・「記入例（P34～P39）」を参照してください。様式が新しくなるものは必ず新様式を障がい福祉課ホームページからダウンロードしてご利用ください。

▼障がい福祉課ホームページ（障がい福祉サービス提供事業所向け各種様式）のURL

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/10725.htm#chiiki>

②　提出内容について

　これまで紙媒体と電子媒体を分けて提出が必要でしたが、令和６年４月分から、作成していただいたデータは全て電子媒体で検収確認を行います。そのため、紙媒体で提出していただく書類はなくなります。

電子申請で提出が必要なデータは以下の３点（個別支援型、グループ支援型は４点）です。これらのデータは一度の電子申請でまとめて添付できます。【　】内の形式で送付してください。

　●請求エクセル【Excel形式】

　●請求書（様式１）【PDF形式】

　●利用者署名確認表【Excel形式】

　●サービス状況記録表（様式４）【Excel形式】（個別支援型、グループ支援型のみ）

　　※サービス状況記録表の電子申請が不都合な場合は、必ず事前に請求担当へご相談ください。

※注意点

押印を省略した請求書の電子提出においては、真正性（本当に債権者が作成したものかどうか）が求められるため、債権者自身がPDF形式にしたうえで提出された請求書のみが押印不要の対象になります。（PDF形式にする方法は事業内容説明書内の「請求手順説明書（P21～P26）」を参照）

③　変更点について

〇請求書（様式１）※新しい様式をご利用ください

・押印不要です。「印」のマークを様式から削除しています。

・紙での提出が不要になります。

・請求年月日欄は直接入力してください。

　入力年月日：支払月の１０日（提出されたデータの検収確認完了日を指します）

　例）令和６年４月分の請求の場合、令和６年６月１０日と入力してください。

　　　ただし、修正があった際の差し替え提出時など、本来記入する請求日より遅れて提出する場合は、提出日を入力してください。

・請求事業者欄には、請求年月日時点の債権者登録情報を入力してください。

・請求書をPDF形式にしたデータも送付してください。PDF形式にする方法は事業内容説明書内の「請求手順説明書（P21～P26）」を参照してください。

〇利用者署名確認業（様式４）※新しい様式をご利用ください

・押印不要です。「印」のマークを様式から削除しています。

・紙での提出が不要になります。

・全員の署名が揃い次第提出してください。

〇サービス状況記録表（個別支援型、グループ支援型のみ）

・紙での提出が不要になります。原則電子媒体での提出をお願いします。電子提出が不都合な場合は、必ず事前に請求担当へご相談ください。

④　債権者登録について

・令和６年４月１日以降に提出されたものについては、押印の省略が可能になります。

・紙媒体での提出方法に加え、電子媒体（PDF形式に限る）での提出も可能になります。

・請求書（様式１）の「請求事業者」欄に記載が必要な内容に変更があった際は、必ず請求担当へ変更内容と変更時期を事前にご連絡ください。

ご不明な点がありましたら障がい福祉課までご連絡ください。

なお、この案内は障がい福祉課ホームページにも掲載しています。

〒710-8565　倉敷市西中新田６４０番地

倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課

担当：請求班

Tel　０８６－４２６－３３０５